

特別条件付契約のしおり

このたびは、当社に生命保険のお申し込みをいただき、誠にありがとうございます。
本帳票は「ご契約のしおり」・「約款」と共に大切に保管いただきますようお願いいたします。

1 特別条件のご承諾のお願い

今回お申し込みいただいたご契約につきまして、誠に恐縮に存じますが、「承諾書」記載の特別条件をご承諾のうえ、ご加入いただく必要がございます。つきましては、先にお渡ししております「ご契約のしおり」・「約款」と、本帳票をお読みいただき、適用となります特別条件の内容をご理解のうえ、ご承諾くださいますようお願い申し上げます。

2 特別条件の種類

(1) 特別保険料領収法

危険の程度に応じて、当社が定めた特別保険料を、普通保険料に加えてお払い込みいただく方法です。なお、保障内容に変更はありません。

(2) 保険金額削減支払法、身体障害年金額・死亡給付金額削減支払法

当社が定めた削減期間内に保険金・年金等をお支払いする場合、支払うべき保険金額・年金額等に **表1** の削減期間に応じた割合を乗じて得た金額をお支払いする方法です^(※)。削減期間経過後は、保険金額・年金額等をすべて保障いたします。なお、保険料に変更はありません。

(※) 災害または約款所定の対象となる感染症による場合は、保険金額・年金額等の削減はありません。

また、商品ごとに削減の取扱いが異なりますので、特に注意が必要な商品については **表2** をご確認ください。

表1 支払率表

削減期間 保険年度	1年	2年	3年	4年	5年
第1年度	50%	30%	25%	20%	15%
第2年度	100%	60%	50%	40%	30%
第3年度	100%	100%	75%	60%	45%
第4年度	100%	100%	100%	80%	60%
第5年度	100%	100%	100%	100%	80%

保険年度とは、ご加入からの経過年数を示します。ご契約日から1年以内は第1保険年度、2年目は第2保険年度となります。

表2 削減支払取扱商品のうち特に注意が必要なもの

商品	「削減支払」となるもの	削減期間中でも「全額支払」となるもの
特定状態定期保険	死亡保険金 / 身体障害保険金	特定疾病保険金 / 介護保険金
特定状態充実保障定期保険 I型・II型	死亡保険金 / 身体障害保険金 / 特定状態充実保障保険金(A)のうち4級の障害に該当し手帳の交付があった場合 / 特定状態充実保障保険金(B)のうち5級または6級の障害に該当し手帳の交付があった場合	特定疾病保険金 / 介護保険金 / 特定状態充実保障保険金(A)・(B)のうち左記「削減支払」対象以外
特定状態収入保障保険	死亡給付金 / 身体障害年金	特定疾病年金 / 介護年金
特定疾病定期保険	死亡保険金	特定疾病保険金
特定疾病充実保障定期保険	死亡保険金	特定疾病保険金 特定疾病充実保障保険金

例 終身保険および定期保険に保険金額削減支払法を適用した場合

- 終身保険 保険金額 2,000万円
- 定期保険 保険金額 1,000万円
- 削減期間 3年間 3,000万円

契約後3年目に胃がんで死亡
この場合の保険金額は右のとおりとなります。



お支払いする保険金額 **2,250万円**

【計算式】

$$3,000\text{万円} \times 75\% = 2,250\text{万円}$$

保険金額 支払割合 支払保険金額

(3) 特定部位・指定疾病不担保法

当社が指定した身体部位または指定疾病について、危険の程度に応じ、一定期間保障不適用とする方法です。ただし、約款所定の感染症による治療を目的とする場合は、給付金をお支払いいたします。

例1

契約以前に胃潰瘍で治療を受けたことから、「胃および十二指腸」が2年間の部位不担保

不担保部位 (番号) ⑥^(※)
不担保期間 2年

第2保険年度中に十二指腸潰瘍で入院した場合

不担保部位として指定された部位に生じた疾病による入院・手術については、給付金のお支払い対象とはなりません。本例の場合、十二指腸潰瘍は特定部位不担保法が適用された原因疾患ではありませんが、不担保となる部位に該当しますので、給付金のお支払いはできません。

例2

契約以前に右耳の中耳炎で治療を受けたことから、「耳(内耳、中耳および外耳を含みます。)および乳様突起」が2年間の部位不担保

不担保部位 (番号) ②^(※)
不担保期間 2年

第2保険年度中にもう一方の左耳が中耳炎となり、手術した場合

耳、眼球、乳房など左右一対となっている部位が不担保部位に指定されている場合は、左右いずれも不担保部位となりますので、お支払い対象とはなりません。ただし、左右区別して部位が指定されている場合は、このかぎりではありません。

(※)不担保部位(番号)については「[4](#) 特定部位・指定疾病不担保法により不担保とする身体部位および指定疾病」の表をご覧ください。

(4) 特定部位不担保法(女性特定治療保険用)

子宮および子宮付属器(卵巣および卵管)における疾病の治療を目的とする手術について、全期間(更新型の場合は更新限度まで)において女性特定手術給付金を支払わない方法です。ただし、子宮または子宮付属器における悪性新生物・上皮内がん・約款所定の感染症による治療を目的とする手術については、女性特定手術給付金をお支払いいたします。

(5) 特定障害不担保法

視覚障害・聴覚障害のうち、当社が指定した障害について、身体障害保険金、身体障害年金および特定状態充実保障保険金(A)・(B)^(※)のお支払いや保険料の払込免除を全期間において行わない方法です。

(※)以下の場合であっても保険金のお支払いを行いません。

特定状態充実保障保険金(A):4級の障害に該当し手帳の交付があった場合

特定状態充実保障保険金(B):5級または6級の障害に該当し手帳の交付があった場合

3 特別条件を付加した場合の注意点

(1) 特別条件付契約の責任開始

特別条件付のご契約は、特別条件のお取扱いを記載した「承諾書」にご署名(保険契約者が法人の場合は、ご記名と押印)いただいた場合に、「第1回保険料相当額を当社が受け取った時(告知の前に受け取った場合は告知の時)」にさかのぼって保障が開始されます。なお、「特別保険料領収法」のお取扱いをするご契約については、その他に特別保険料のお支払い込みが必要となります。

(2) 特別保険料領収法を除き、保険料に変更はありません。

本帳票の「[2](#) 特別条件の種類」(2)～(5)の場合においては、保険料に変更はありません。

(3) ご契約成立後、次のお取扱いはできない場合があります。

ア. 払済保険への変更

イ. 保険期間の変更

この他にもお取扱いできない場合があります。

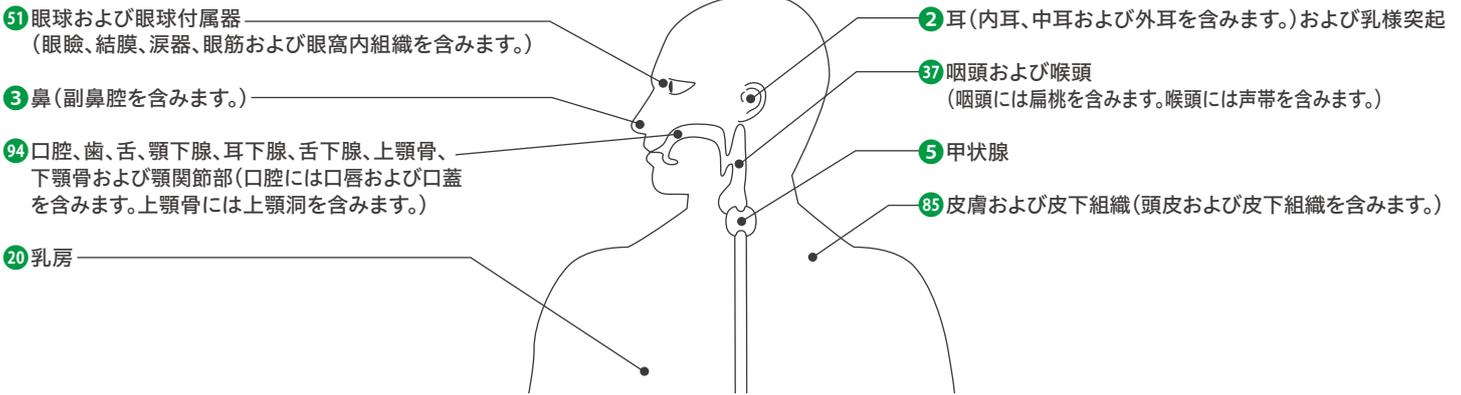
詳しくは、先にお渡ししております「ご契約のしおり」・「約款」をご参照ください。

4 特定部位・指定疾病不担保法により不担保とする身体部位および指定疾病

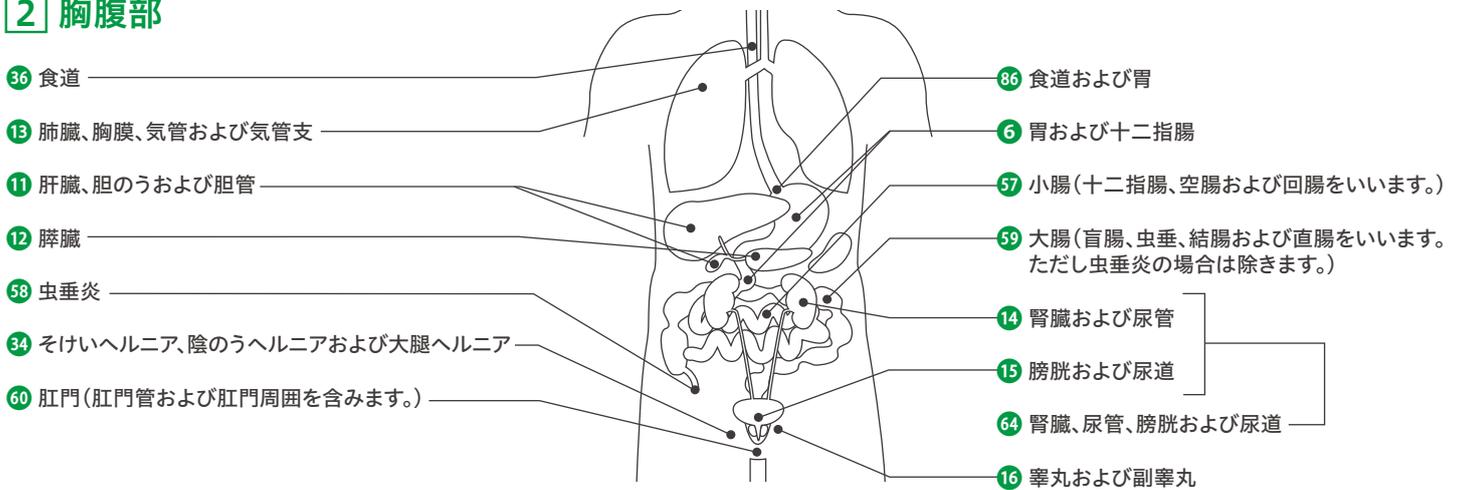
部位番号	身体部位・指定疾病	部位番号	身体部位・指定疾病
2	耳(内耳、中耳および外耳を含みます。)および乳様突起	32	右下肢(右膝関節部を含み、右股関節部を除きます。)
3	鼻(副鼻腔を含みます。)	33	子宮体部(帝王切開を受けた場合に限ります。)
5	甲状腺	34	そけいヘルニア、陰のうヘルニアおよび大腿ヘルニア
6	胃および十二指腸	36	食道
11	肝臓、胆のうおよび胆管	37	咽頭および喉頭 (咽頭には扁桃を含みます。喉頭には声帯を含みます。)
12	脾臓	39	異常妊娠および異常分娩
13	肺臓、胸膜、気管および気管支	41	両膝関節部
14	腎臓および尿管	51	眼球および眼球付属器 (眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。)
15	膀胱および尿道	57	小腸(十二指腸、空腸および回腸をいいます。)
16	睾丸および副睾丸	58	虫垂炎
17	前立腺	59	大腸(盲腸、虫垂、結腸および直腸をいいます。 ただし虫垂炎の場合は除きます。)
20	乳房	60	肛門(肛門管および肛門周囲を含みます。)
21	頸椎部(当該神経を含みます。)	64	腎臓、尿管、膀胱および尿道
22	胸椎部(当該神経を含みます。)	68	子宮、卵巣、卵管および子宮付属器
25	左肩関節部	71	脊椎(当該神経を含みます。)
26	右肩関節部	73	腰椎部、仙骨部および尾骨部(当該神経を含みます。)
27	左股関節部	77	両股関節部
28	右股関節部	85	皮膚および皮下組織(頭皮および皮下組織を含みます。)
29	左上肢(左肩関節部を除きます。)	86	食道および胃
30	右上肢(右肩関節部を除きます。)	94	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺、舌下腺、上顎骨、 下顎骨および顎関節部(口腔には口唇および口蓋を含みます。 上顎骨には上顎洞を含みます。)
31	左下肢(左膝関節部を含み、左股関節部を除きます。)		

身体部位図

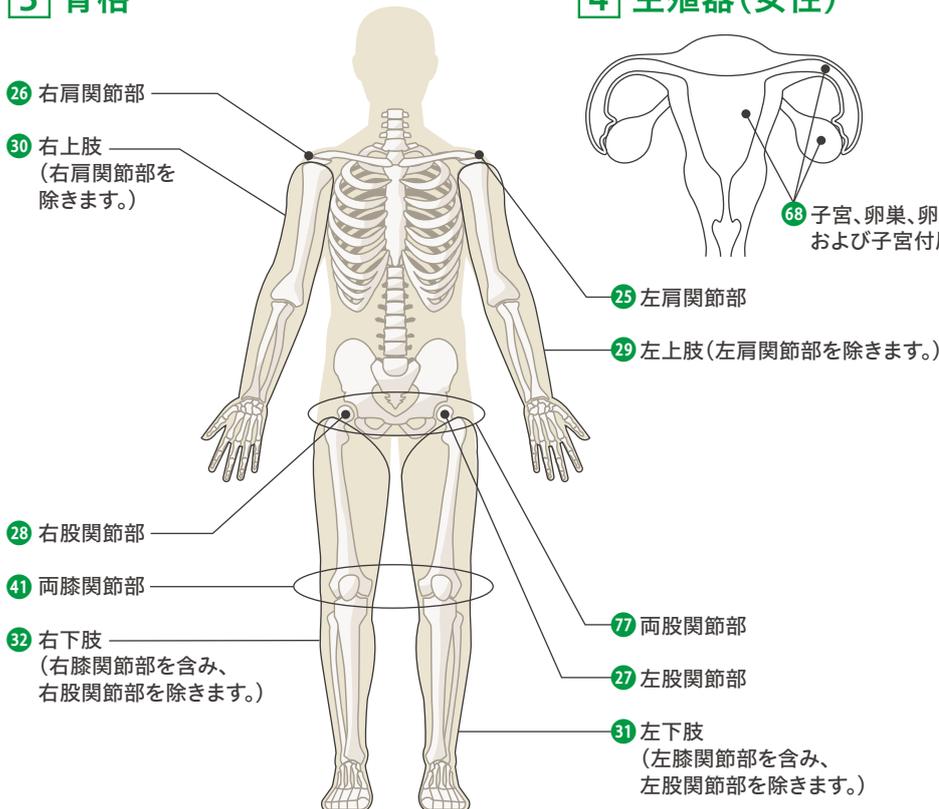
1 頭頸部・乳房



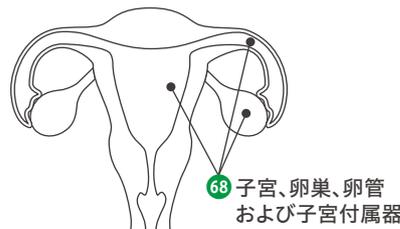
2 胸腹部



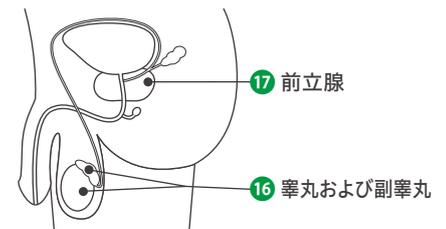
3 骨格



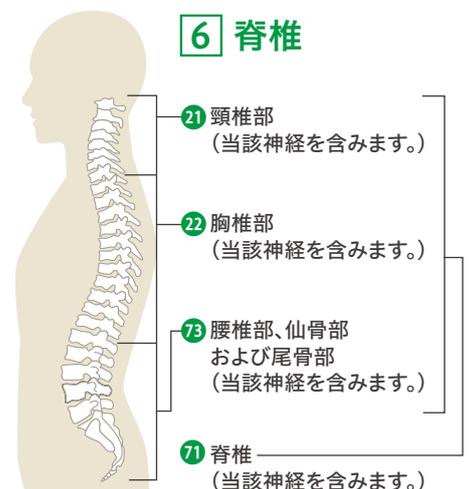
4 生殖器(女性)



5 生殖器(男性)



6 脊椎

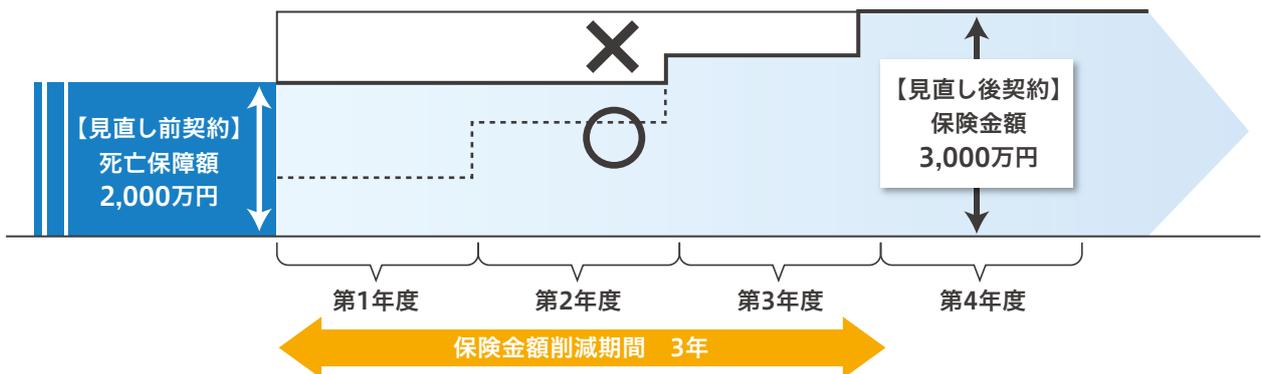


5 保障見直し特約条項を適用してご加入する場合の留意事項

保障見直し制度をご利用いただくにあたり、見直し前契約の保障範囲(保険金額・入院給付金日額等)につきましては、見直しいただく前後の保障の連続性から、見直し前契約で保障されていた保険金額・入院給付金日額等を超えない範囲で、保険金額・入院給付金日額等の一部(または全部)をお支払いできる場合がございます。ただし、見直し前契約に付加されている契約のお支払い条件に該当する場合、また、所定の条件を全て満たしている場合にお支払いとなります。

事例1 保険金額削減支払法等が適用されている場合でも保険金をお支払いできる場合があります。

「保険金額削減支払法」等で「削減3年」が適用される場合



解説

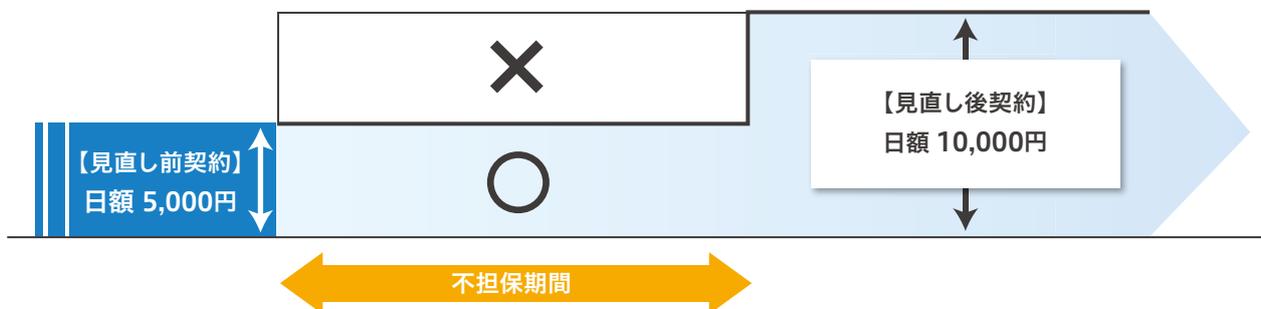
- 削減期間中であっても、見直し前契約が保障していた保険金額まではお支払いの対象となります^(※)。
- 上の事例では、第1年度・第2年度の削減後の保険金額が見直し前契約の保険金額を下回るため、第1年度・第2年度に支払事由に該当した場合でも、削減せずに見直し前契約の金額までお支払いの対象となります。

※削減前の保険金額が見直し前契約の保険金額より低い場合は「保険金額削減支払法」を適用せずに保険金等をお支払いいたします。

※今回お申し込みいただいた契約(見直し後契約)および見直し前契約いずれも削減期間中の場合は、削減後の保険金額を比較して高い方をお支払いいたします。ただし、見直し前契約の「保険金額削減支払法」の規定によらない保険金額等を限度とします。

事例2 特定部位・指定疾病不担保法が適用されている場合でも給付金をお支払いできる場合があります。

「特定部位・指定疾病不担保法」が適用される場合



解説

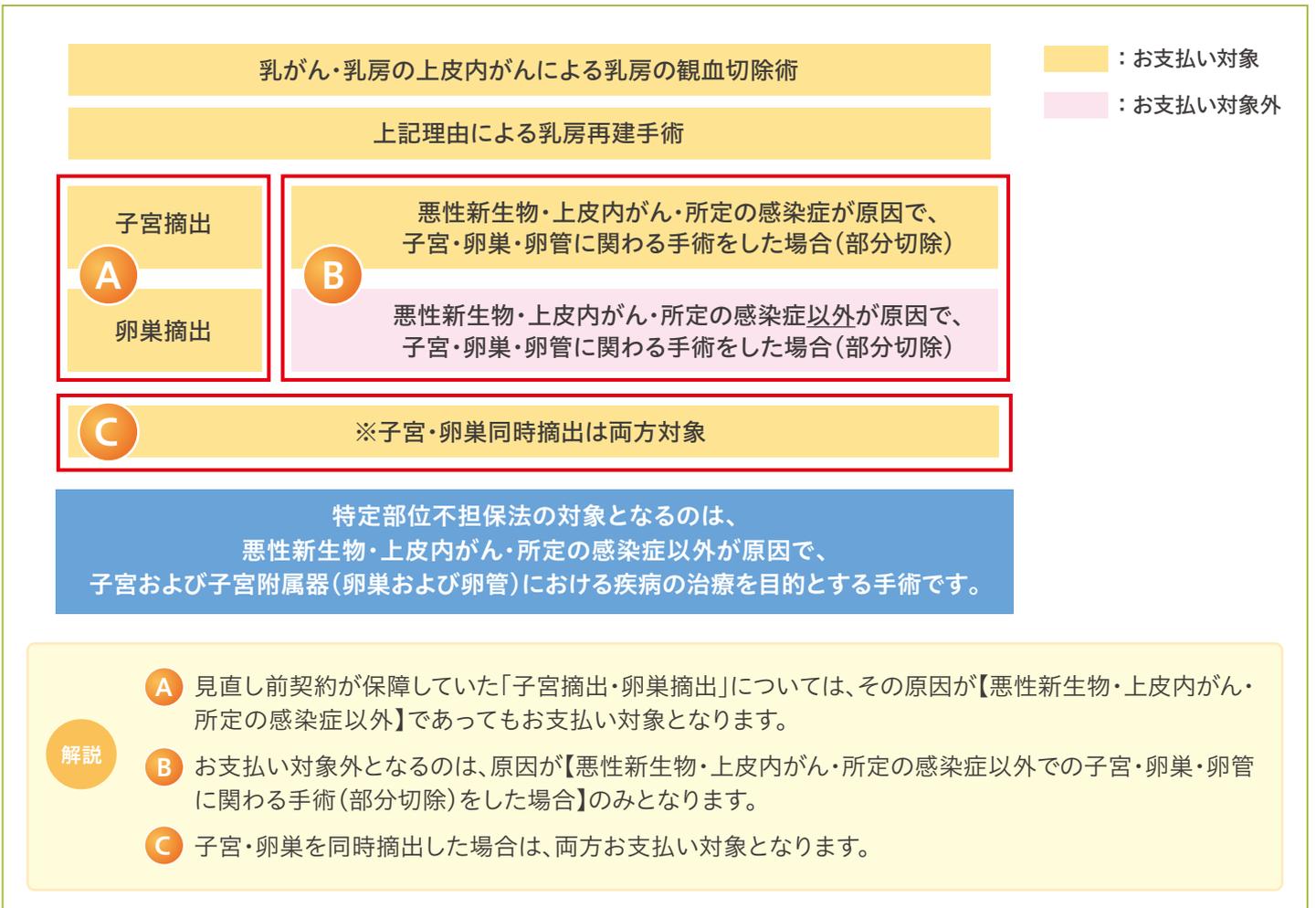
- 不担保期間中の不担保部位の入院・手術であっても、見直し前契約が保障していた日額まではお支払いの対象となる場合があります。
- 見直し前契約より増額されている日額分は、不担保法が適用されているため、お支払いの対象とはなりません。
- 見直し後契約の不担保期間が終了した場合は、不担保部位での入院・手術であっても、契約内容どおりお支払いの対象となります。

事例3

特定部位不担保法(女性特定治療保険用)が適用されている場合でも給付金をお支払いできる場合があります。

見直し前契約に付加されている特約が以下いずれかで、見直し後契約の女性特定治療保険に「特定部位不担保法(女性特定治療保険用)」が適用される場合

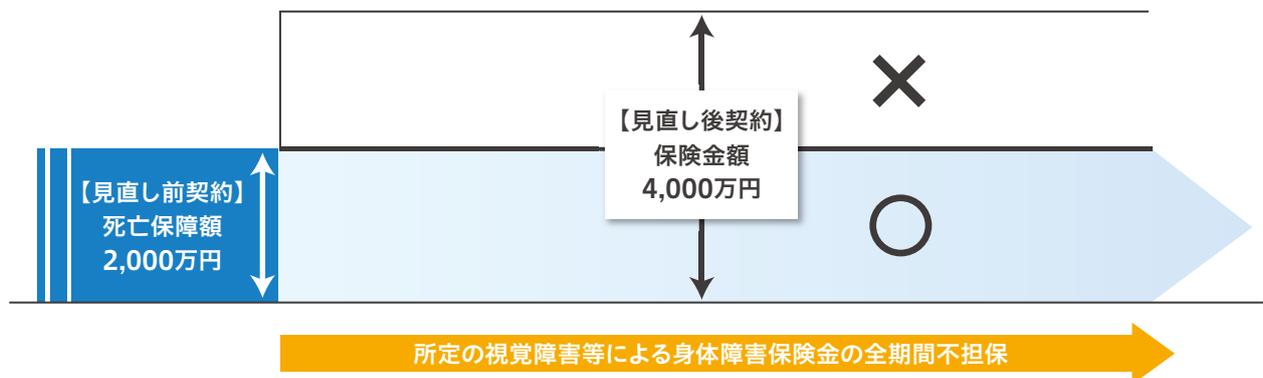
- 女性特定治療特約D
- 無配当女性特定治療特約



事例4

特定障害不担保法が適用されている場合でも保険金をお支払いできる場合があります。

「特定障害不担保法」が適用される場合



解説

- 不担保法が適用されても、見直し前契約が保障していた保険金額まではお支払い対象となります。

6 保険金などがお支払いできない場合

責任開始前に病気やケガが発生していた場合など、
保険金などがお支払いできないことや保険料払込の免除ができないことがあります。

保険金などがお支払いできない主な場合

(1) 責任開始期(または復活日)より前からすでに発生していた病気^(※1)やケガを原因とする、死亡保険金以外のご請求の場合。

(※1) その病気およびその病気と医学上重要な関係にある病気について、責任開始期より前に次のいずれかがある場合。

- 医師の診療を受けたことがある。
- 健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含む)がある。
- 被保険者(子ども学資保険の場合は契約者含む)が自覚可能な身体の異常が存在した、または契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した。



ただし、その病気に関して第一生命が告知などによって知った事実をもとに承諾したとき^(※2)や、責任開始期(または復活日)から2年経過後に入院を開始または手術を受けたときなどは、約款の規定により例外としてお支払いの対象となることがあります。

(※2) 悪性新生物を支払事由とした特定疾病保険金の請求など、告知されていても対象にならないケースがあります。

- (2) 「告知義務違反」により契約が解除された場合。
- (3) 責任開始期(または復活日)から3年以内に自殺した場合など、約款に定める免責事由に該当する場合。
- (4) 保険料の払込がなく、契約が失効した後に保険金などの支払事由に該当した場合。
- (5) 保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または保険金などの受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により契約が解除された場合。
- (6) 保険契約について詐欺の行為により契約が取消になった場合、または保険金などの不法取得目的があつて契約が無効になった場合。

<本帳票に関わる留意事項>

保険金等のお支払い対象となる、またはならない場合、その他お取扱いにつきましては、先にお渡ししております「ご契約のしおり」・「約款」をご確認ください。

引受保険会社

第一生命保険株式会社

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1

電話(03)3216-1211(大代表)

インターネットホームページ <http://www.dai-ichi-life.co.jp>

契企[登]15109-01 2018.04

お届けしたのは…